

堺・生物多様性活動団体登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、堺・生物多様性活動団体登録制度（以下「登録制度」という。）の実施に関する必要な事項を定め、生物多様性保全に取り組む市民団体、企業、学校等（以下「市民団体等」という。）を堺・生物多様性活動団体（以下「活動団体」という。）として登録し、ウェブサイト「堺いきもの情報館／堺生物多様性センター」（以下「ウェブサイト」という。）を通じて活動内容を情報発信するとともに、多様な主体の連携を形成し、地域における生物多様性の保全活動を促進することを目的とする。

(登録の要件)

第2条 登録制度の対象となる市民団体等は、生物多様性に資する次の各号のいずれかに該当する活動を行っている者とする。

- (1)堺市レッドリスト等希少野生動植物保護・増殖活動
- (2)堺市外来種ブラックリスト等外来生物防除活動
- (3)野生動植物調査・研究活動
- (4)環境教育・普及啓発活動
- (5)里山・水辺等での社会貢献活動
- (6)野生動植物に配慮した生産活動・事業活動
- (7)その他生物多様性保全に資する活動

(登録の手続)

第3条 登録制度の活用を希望する市民団体等は、堺・生物多様性活動団体登録申込書（様式1）を、市長に提出しなければならない。

(登録の認定)

第4条 市長は、前条の規定による登録の申込みがあった場合は、その内容が登録の要件を満たす者でない場合を除き、活動団体として登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録された活動団体に対して、堺・生物多様性活動団体登録証（様式2）を発行するとともに、ウェブサイトで活動内容を紹介するものとする。ただし、活動内容の紹介は活動団体の意向を勘案し行うものとする。

3 活動団体は登録内容を変更する場合、堺・生物多様性活動団体登録内容変更届出書（様式3）を市長に提出しなければならない。

(登録の辞退)

第5条 登録制度の登録の取消を希望する活動団体は、堺・生物多様性活動団体登録辞退届出書(様式4)を、市長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第6条 市長は、活動団体が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為をしたとき
- (2) 活動団体としてふさわしくない行為があったと認められるとき
- (3) 前条の規定による登録の辞退の届出があったとき

(庶務)

第7条 登録制度に関する庶務は、環境共生課において行う。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、登録制度の実施に関し必要な事項は、環境共生課長が定める。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。